第二号イの表に次のように加える。

株式会社伸和	福岡県福岡市東区社領二丁目七番四号	印刷

○法務省告示第百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

○法務省告示第百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社サンシュガーの項中「水産練り製品製造、食品加工」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○法務省告示第百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ニュウコウキ	三重県桑名市大字和泉字ハの割三百六十七番二	機械検査

○法務省告示第百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

ポバール興業株式会社	愛知県名古屋市中村区野田町字中深三十番地	帆布製品製造

○法務省告示第二百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社セキグチ	東京都足立区皿沼三丁目二十六番三号	婦人子供服製造

○法務省告示第二百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ニッセーデリカ	東京都千代田区外神田四丁目五番四号	惣菜製造業

○法務省告示第二百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十八日

法務大臣　金田　勝年

別表第一仙台イングリッシュセンター日本語科の項中「仙台イングリッシュセンター日本語科」を「未来の杜学園日本語科」に改め、同表村山学園日本語学校の項を削り、同表穴吹医療福祉専門学校の項の次に次のように加える。

広島福祉専門学校	広島県
別表第四ＪＩＡ日本国際学園附属日本語学院の項の次に次のように加える。	
村山学園日本語学校	千葉県

○外務省告示第百五十号

平成二十九年四月六日にワガドゥグーで、第二次中学校校舎建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

平成二十九年四月十八日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　第二次中学校校舎建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億六千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十月三十一日

4　署名者

日本側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　アルファ・バリー外務・協力・在外ブルキナファソ人大臣

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府綾部市安国寺町氷谷一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

氷谷一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県尾鷲市須賀利町字目籠四一三から四一五まで、四一三の一、四五六、四五九、字田ノ崎四五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供する。）